2024 年 4 月 8 日

COVID-19 に関連した発熱・風邪症状等への対応と出席停止期間について（学生用）

※この方針は「学内での講義・演習等」に関するものです。看護学実習については、実習要項に従ってください。

1. 発熱・風邪症状がある場合、学校には登校せずに保健室または教務学生課に連絡をする。医療機関を受診した日については、公的欠席（欠席扱いとしない、出席を必要とする日数に算入しない）として取り扱う。

2. 発熱・風邪症状がある場合、医療機関を受診せず、自主的に抗原検査キットを用いて検査をした場合は、結果が陽性・陰性を問わず、公的欠席とは認めない。

3. 医療機関を受診し抗原検査が陽性、または新型コロナウイルス感染症と診断された場合「**発症日を０日目として５日間を経過し、かつ症状軽快から 24 時間を経過するまで**」は出席停止となる。結果は、保健室に連絡し、出席停止期間は公的欠席として取り扱う。
検査が陰性、または医師の診察で風邪等の診断がついた場合は、症状改善後、体調が回復した時に登校してよい。

4. 同居家族等が新型コロナウイルス陽性の場合、症状がなければ登校してもよいが、同居家族等との接触後 7 日間は発症する可能性がある（特に 5 日間）ため、**マスクを着用し感染予防を行う**。症状があり自身の感染の有無の確認のため受診した場合は、その日は公的欠席とする。
学生が授業等で「教育ボランティアなど高齢者等ハイリスク者と直接関わる活動」がある場合、教員に自己申告してもらい、授業への出席方法について教員の指示に従う。
家族の罹患を理由に欠席とはしない。

5. なお、新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症に該当する場合は、その出席停止の基準に従い、その期間は公的欠席とする。

上記 1, 3, 5 の公的欠席に該当する場合には、事務局に申請が必要です。本人からの申請がない場合、公的欠席にならないため注意してください。

※　この取り扱いは 4 月 8 日より施行するものとする。

2024 年 4 月 8 日

同居家族等に陽性者あり

発熱、風邪症状がある場合

学生は登校せず、保健室に連絡（電話もしくはメール）する。
※現在の症状または陽性者との接触状況について保健室職員に報告し、登校の可否や登校時の留意点について指導を受ける。

医療機関受診
公的欠席

診断もしくは陽性

発症日を 0 日目として 5 日間を経過し、かつ症状軽快から 24 時間を経過するまでの間は、外出を控える。
この期間は公的欠席

医療機関を受診せず自主的に抗原検査キットで検査を実施した場合、結果が陽性であっても
公的欠席とは認めない

発熱、風邪症状がない場合

登校可
・但し、検査の有無に関わらず、7 日間は発症する可能性がある（特に 5 日間）ためマスク着用し感染予防に注意する。
・「教育ボランティアなど高齢者等ハイリスク者と直接関わる活動」がある授業の時は、担当教員に報告し、指示を受ける。